

令和6年度 ボランティア・区民活動助成金 交付事業のご案内



受付期間

令和6年5月1日(水)～6月1日(土)

社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会

めぐろボランティア・区民活動センター

〒153-0061 目黒区中目黒 2-10-13 中目黒スクエア1階

開所時間: (火)～(土)8:30～19:00 [日曜・月曜・祝日・毎月第2木曜は休館]

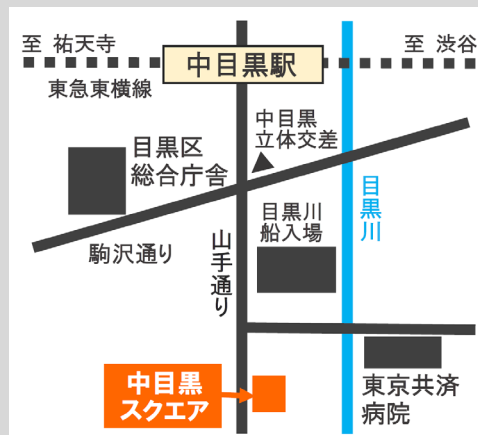
TEL 3714-2534 **FAX** 3714-2530

Email vo-c@meguroshakyo-i.net

URL <http://www.meguroshakyo.or.jp>



目黒区社会福祉協議会
ホームページ QRコード



1 趣 旨

社会福祉法人目黒区社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、ボランティア・区民活動を実施している団体、又は今後実施しようとする団体の多様な活動に対して、必要となる経費の一部を助成することで、区内におけるボランティア・区民活動団体の活性化を図ります。

2 助成対象団体

- (1) 目黒区において、「福祉のまちづくり」を目的とした活動を自主的・主体的に実施する団体であって、かつ**5名以上で構成**されていること。
- (2) その団体が、自主的・主体的に活動を継続していく意思があり、この助成を打ち切られても自力で活動を実施していくことができること。
- (3) その団体が行う活動に対して、区民からの参画と参加の要望があれば、受入が可能であること。
- (4) 助成決定後、社協の機関紙等にその団体の活動内容等を掲載することが可能であり、かつ団体の代表者又はそれに代わる者の氏名、連絡先、助成金の使途など、社協が必要と認める情報を区民に公開することが可能であること。
- (5) 政治活動、宗教活動を目的とする団体ではないこと。
- (6) 営利を目的とする団体ではないこと。
- (7) ミニデイサービス活動及びサロン活動を行う団体ではないこと。

3 助成対象活動

- (1) 病弱な方や高齢者などの日常生活を積極的に支援する活動
- (2) 障害者などの自立や社会参加を積極的に支援する活動
- (3) 児童や青少年の健全育成を促進する活動
- (4) 区民の多様な生活課題の解決に向けて、地域での人間関係や社会関係の維持継続を図ることを促進する活動

4 助成対象経費

- (1) 目黒区でボランティア・区民活動の普及・宣伝するために行う、研修会・イベントなどに要する経費（例：会場使用料、講師謝礼金、広報費、資料作成費、通信費など）
- (2) 目黒区でボランティア・区民活動を実施する上で必要となる物品や機材類に対するの経費（例：文具品などの事務用品、防犯パトロールに使用する腕章代、演奏活動をする際のキーボード等の楽器、音訳や朗読活動の際に使用する朗読用カセットデッキ、子育ての集い等で使用する遊具等）
- (3) 目黒区でボランティア・区民活動に関する調査や、創造性や先駆性のある活動に対するの経費（例：バリアフリーマップを作成するための物品類等）

5 助成対象とならない経費

- (1) 政治活動・宗教活動を目的とする活動の経費
- (2) 営利を目的とする活動の経費
- (3) 申請しようとする活動において、今年度、既に他機関から助成金を受けている活動や、今後助成金が交付される予定のある活動の経費
- (4) 自助的な活動の経費（団体の会員にのみ還元される活動の経費）
（例：ボランティア・行事保険料、会員が参加する研修会の参加費、交通費、食材料費など）

6 助成金額

上限金額50,000円（1,000円未満は切り捨てとなります。）

※この助成金は、歳末たすけあい・地域福祉募金の配分金を活用しています。本助成金を財源として行う活動については、「歳末たすけあい配分金を活用しています」という文章を配布物や物品等に明記し、活動の対象となる方々に対してお知らせください。

7 助成限度回数

一つの団体の活動に対して助成金を交付できる限度回数は、年度ごとに1回を限度として、過去にこの助成（旧社会福祉法人目黒区社会福祉協議会ボランティア活動助成金含む）を受けた回数を含め3回までとします。

※2回目以降の申請の場合は以下の条件が必要となります。

- ①この助成の要件に該当するもので、かつ当該年度の審査基準を満たしているものに限りします。
- ②申請については、年度ごとに連続でも期間があいても可能ですが、申請される年度ごとに申請書を提出しなければなりません。
- ③交付した助成金については、交付を受けた年度内に充当すること。
（年度を越えて充当することはできません。）
- ④初年度または過去にこの助成を受けた団体で、次年度以降に申請を希望する団体は、申請時に助成を受けた年度の報告書が提出してあること。

8 助成期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの活動に要する経費の助成とします。

なお、令和6年4月中に既に実施された活動も対象となります。

※助成金を財源として実施する、又は実施した活動については、領収書原本の確認が必要となります。（提出はコピーで可）

9 助成金審査会

- (1) 申請された内容は、歳末たすけあい募金の使用範囲にかかる基準や社協助成金交付にかかる各種規程・要綱・要領に基づき、要件審査を実施します。
- (2) 要件審査を満たす団体は審査会において事業の目的、内容、実現可能性、費用の妥当性などを審査し、交付の可否を決定します。

10 受付方法

- (1) 期 間

令和6年5月1日（水）から令和6年6月1日（土）まで

※上記の期間で、日曜日・月曜日及び第2木曜日を除いた、午前8時30分から午後7時の間で受け付けます。

- (2) 申請方法

別紙の「令和6年度ボランティア・区民活動助成金交付申請書（第1号様式）」、「令和6年度ボランティア・区民活動助成金使用計画書（第2号様式）」、「令和6年度ボランティア・区民活動助成金交付請求書（第4号様式）」に、「団体の規約」、「今年度の事業計画書・予算書」「会員・役員名簿」「昨年度の決算書」を添えて申し込んでください。

※「令和6年度ボランティア・区民活動助成金交付請求書（第4号様式）」は不交付の場合、返還いたします。

- (3) 提出先

必ず事前に電話連絡の上、めぐろボランティア・区民活動センターに直接持参して提出してください。※郵送・FAX・e-mailによる提出は不可

1 1 助成決定とその後の手続き

- (1) 助成決定
令和6年6月下旬(予定)に選考基準に基づき、申請内容を審査のうえ決定します。
- (2) 決定通知
助成決定後、直ちに結果を郵送で通知します。
- (3) 助成金の交付
令和6年7月下旬頃までに、団体名義の指定金融機関口座に振り込みます。
※原則、団体名が入っている口座です。
- (4) 助成金交付後の手続き
令和7年4月3日(木)までに報告書及び領収書のコピー等を必ず提出してください。
提出時に**領収書の原本を確認**いたしますので、窓口へご持参ください。
※報告書は助成金交付決定通知に同封します。

◆ボランティア・区民活動助成金使用計画書(第2号様式)記入例◆

(表)

(裏)

別記第2号様式 (記入例)
令和6年度(社協)目黒区社会福祉協議会ボランティア・区民活動助成金使用計画書

提出日 令和6年 月 日

団体名	めぐろささえあいネットワーク 夢		
所在地	(〒153-0051) 目黒区上目黒2-19-15 ☎(03)-3714-2534		
代表者 (一般に公開可能な方の連絡先)	氏名	社協 太郎	
	住所	(〒153-0051) 目黒区上目黒2-19-15 ☎(03)-3714-2534 / 携帯(090)-0000-0000	
結成(設立日)	令和元年4月1日	会員数	20名(※会員は5名以上必要です)
1 団体に関する事			
(1) 主な活動の分野 ①高齢者 ②障害児・者 ③児童・青少年 ④区民全般 ※対象分野の番号を○で囲んでください。			
(2) 団体の活動目的 目黒区内の高齢者福祉を考え、自分たちの近隣のひとり暮らし高齢者等に対して、声かけ、見守り活動を展開し、その中で発見したニーズ(問題)を社協や行政に伝え、ひとりひとりが安心して暮らして行ける、「ささえあい、ふれあい、たすけあいのある、まちづくりを目標にしている。			
(3) 団体の活動内容 1. 見守り・支えあい活動……地域の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を定期的に訪問し、見守り、安否確認などを行っている。			
2. 会報の発行……高齢者問題についての会報を年2回発行。公共施設、社協情報コーナーにも置いている。			
3. 会員募集説明会の開催……年1回会員募集を兼ねた、講習会を往々にして開催。			
(4) 活動日時(毎月、第4月曜日から5時)			
(5) 活動場所(〇〇区センター会議室に集まり、高齢者宅を訪問後、報告会を行う。)			
(6) 昨年度の活動実績(団体としての昨年度の活動を具体的に記入してください。)			
見守り活動として、約50件の高齢者宅を定期的に訪問。その際2名の方を行政につなげた。			
会報誌を年2回発行した。(申請書に添付します。)			
〇〇区センターで、令和5年10月に講習会を行い、新規メンバー5名の確保をした。			
2 令和6年度の予算状況			
収入	支出(内容を簡単に記入して下さい)		
○助成金・補助金	0円	訪問等の交通費	20,000円
○自主財源	30,000円	会費	10,000円
○会費(年間費1,000円×20名)	20,000円	印刷費	15,000円
○その他(バザー売上)	20,000円	雑費	25,000円
合計	70,000円	合計	70,000円
3 これまでに受けた助成等	助成団体名	助成年月	助成金額
			助成内容

【申請する助成金の使用目的】

事業計画名	目黒区小地域福祉活動に関する講演会の開催					
事業内容及び計画	小地域福祉活動に関心を持つ区民を対象に、見守り・支えあい活動の必要性についての講演会を開催し、区民の理解を深める。 1.日程 令和6年12月〇日(〇) 2.会場 目黒区社協センター 3.講師 福祉 愛子(目黒大学講師) 4.予定人数 50名 5.実施体制 会員及び当日の協力者としてボランティアを事前に募集する。「めぐろ区報」、「ボランティアめぐろ」に掲載を依頼するほか、区内の商店街などにチラシを配布する。 6.周知方法					
申請理由	開催するにあたって、会場使用料、講師謝礼金、当日資料の印刷代の経費を必要としています。また、今回は区内に幅広く呼びかけをしたいので、広報用のチラシ作成に伴う経費についてもあわせて申請します。					
申請区分	①事業(活動)の実施 ②器具・器材の購入(見積書・パンフレットを添付すること) ※いずれか番号を○で囲む					
必要経費の内訳	項目	単価	数量	金額	自主財源	助成金
	当日資料	100	80	8,000		8,000
	会場使用料	5,000	1	5,000		5,000
	講師謝礼金	20,000	1	20,000		20,000
	チラシ印刷	20	200	4,000		4,000
	通信費	82	200	16,400	16,400	0
	合計		(円)	53,400	16,400	37,000
	助成申請額					37,000円

★ 会員名簿及び役員名簿を必ず添付してください。
★ グループ・団体のパンフレット、広報紙、活動風景写真等、活動の様子がわかるものを添付してください。
★ 申請する団体の令和5年度決算書及び令和6年度事業計画書及び予算書を添付してください。
★ 器具・器材の購入の場合は、見積書と購入物品のパンフレットを添付し、見積書は実際に購入する業者の実売価格(割引後の税込み金額)で作成してもらってください。
★ 上記の「必要経費の内訳」の欄には、今回申請する活動経費のみ記入してください。